

## 行政委員会について

行政委員会は、地方自治体の執行機関として法律に基づいて設置される機関であり、特定の所掌事務について知事から独立して事務を行っており、都道府県には、「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「人事委員会」、「監査委員」、「公安委員会」、「労働委員会」、「収用委員会」、「海区漁業調整委員会」、「内水面漁場管理委員会」が設置されている。

行政委員会の委員は、特別職とされ、基本的に非常勤とされていますが、法律に特別の定めがある場合には常勤の委員を置くことができ、本県では教育長、代表監査委員が常勤の委員であり、その他の委員は非常勤の委員である。

### ※地方自治法（抜粋）

第 138 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬ委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
- 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならぬ委員会は、次のとおりである。
  - 一 公安委員会
  - 二 労働委員会
  - 三 収用委員会
  - 四 海区漁業調整委員会
  - 五 内水面漁場管理委員会

## 〔県の機関（執行機関・補助機関・附属機関）〕

### 【執行機関】

知事	行政委員会							
	教育	選管	人事	監査	公安	労働	収用	海区

### 【補助機関】

※補助機関とは、知事の権限行使を補助する機関

副知事・会計管理者・職員等

### 【附属機関】

※自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮詢又は調査のための機関  
(地方自治法第138条の4第3項)

## 〔県の職員（特別職・一般職、常勤・非常勤）〕

### 【特別職】

#### 【常勤】

知事、副知事、代表監査委員

#### 【非常勤】

行政委員（常勤除く）、附属機関の委員等

### 【一般職】

一般の職員、臨時の任用職員等